

有価証券報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 2 月 28 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 東京都中央区日本橋兜町 9 番 1 号  
不動産投資信託証券発行者名 平和不動産リート投資法人  
(コード : 8966)

代表者の役職・氏名 執行役員  
( 署 名 ) 東 原 正 明

本投資法人の執行役員である東原正明は、本投資法人の平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日までの第 32 期計算期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記の通りです。

記

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。）に基づいて設立された投資法人です。本投資法人は、資産の運用に係る業務（以下「資産運用業務」といいます。）等を平和不動産アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を税理士法人平成会計社（以下「経理事務受託者」といいます。）に、資産の保管に係る業務並びに投資主名簿等に関する一般事務及び特別口座の管理に関する一般事務をみずほ信託銀行株式会社に、機関の運営に関する一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社に、それぞれ委託しております。

2. 有価証券報告書提出までのプロセス

有価証券報告書は、資産運用会社の業務管理部において、経理事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、資産運用会社が把握している本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。）（以下「金商法」といいます。）等の関係法規に従い、原案を作成します。

当該原案について、監査法人による監査のほか、法律に基づく様式との整合性及び記載表

現については法律事務所の、税務に関する記載内容については税理士法人の助言を受けるとともに、執行役員である私はその内容を精査し、本投資法人役員会の承認の後、提出しております。

なお、資産運用会社は、資産運用業務に係る社内諸規則を整備し、重要な運用案件については投資委員会及びコンプライアンス委員会による審議後に取締役会決議を行った上で適正な運用の執行を図り、法令等遵守案件についてはコンプライアンス委員会及びコンプライアンス・リスク管理室による事前審査を行い、情報開示についてはコンプライアンス・リスク管理室及び必要に応じて法律事務所によるチェックを行った上で開示する体制となっております。また、事後検証として、独立部署である監査室が内部監査を実施することで内部管理態勢等の状況及び有効性を検証しており、資産運用に係る業務を適正に遂行する体制が構築されております。

### 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 本投資法人の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から、有価証券報告書のうち財務諸表について、金商法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を受領していること。
- ② 有価証券報告書の作成に当たって、金商法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号）等に規定された様式との適合性及び記載表現について、法律事務所の助言を受けていること。また、税務事項については、税理士法人の助言を受けていること。
- ③ 本投資法人に関する重要項目については、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。
- ④ 資産運用会社において、社内諸規則が整備され、資産運用業務を適正に執行するための業務体制が構築されていること。

以上